

## 本県内の保険薬局に対する行政処分について（見解）

今般、本県内の保険薬局において医師からの処方箋の交付を受けていない処方箋医薬品である向精神薬を販売した事案が発生し、医薬品医療機器等法（以下、「法」という。）に基づき、令和5年3月30日から4月12日までの14日間、当該保険薬局に対する営業停止の行政処分が令和5年3月29日付で栃木県より公表されました。

これは、主に「処方箋医薬品販売」を規定する法第49条並びに「譲渡し等」を規定する麻薬及び向精神薬取締法第50条の16第4項に違反し、かつ、当該保険薬局の管理者に当該保険薬局を実地に管理させなかったとして「薬局の管理」を規定する法第7条第2項及び「薬局開設者の遵守事項」を規定する法第9条の2第1項に違反するものです。

今回の事案は、医師からの処方箋の交付を受けていない処方箋医薬品である向精神薬を数回にわたり販売したというもので、薬剤師の法令遵守に大きく背くものであります。当該保険薬局開設者、管理薬剤師及び勤務者への社会的批判にとどまらず、多くの善良な薬剤師、薬局が長年にわたり築きあげてきた社会的信頼を一瞬にして貶める行為です。

本会会員のみならず、すべての薬剤師が法令遵守の高い使命感と専門職としての誇りを持ち、社会から信頼される医療人＝薬剤師として日々の業務に取り組むよう求めるものであります。

職能団体を代表するものとして、県民・患者並びに医療関係者の方々に衷心よりお詫び申し上げます。そして、二度とこうした事案の発生しないよう、改めて会員に注意を喚起する所存であります。

令和5年3月31日  
一般社団法人 栃木県薬剤師会  
会長 梅野和邦